

3 大規模災害等発生時の児童生徒引渡し実施について

1 保護者引渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・大雨等）が発生し、松阪周辺地域に大きな被害が出た場合
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出た場合
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で児童生徒に危害が及ぶ恐れがある場合
- 弾道ミサイルが発射され、近隣地域に着弾した場合
- その他、校長が必要とした場合

2 引渡し場所（原則下記の通り）

- （１）全学部、各教室にて引渡しを行う。
- （２）スクールバス乗車時は、スクールバスとする。
- （３）災害の状況に応じて変更する場合がある。（駐車場など）

3 引渡し方法

- （１）保護者は、各学部の引渡し場所にいく。
- （２）教職員は、引渡し登録者が持参した「引渡し者登録カード」を確認し、児童生徒を引き渡す。

4 「引渡し者登録カード」について

- （１）保護者は、引取りに来る人（引渡し登録者）を決め、「引渡し者登録用紙」に記入・提出する。
 - ①引渡し登録者は、できるだけたくさんの登録者を記入する。
 - ②保護者以外の引取り登録者は、児童生徒が確認できる人を記入する。
- （２）保護者が、学校へ登録用紙の提出後、学校は、「引渡し者登録カード」を登録者の人数分を配付する。
- （３）保護者は、「引渡し者登録カード」を配付された後、保護者から引渡し登録者に渡す。
- （４）保護者は、「引渡し者登録カード」（小学部オレンジ色、中学部水色、高等部緑色）を財布等に常に入れて携帯する。